

18 薬剤感受性検査の結果

18-1 薬剤感受性検査はわかりますか？(どれか1つに○をつけて下さい)(②③④は19-3へ)

治療開始時 平成18年

①わかる		
②やっていない		
③不明		

18-2 上記質問で「①わかる」の場合、薬剤感受性検査の結果  
(それぞれ該当するものに○をつけて下さい)

治療開始時:検査法(分かれば)→

INH(0.1mcg/mlまたは0.2mcg/ml)	①耐性		②感性	
INH(1.0mcg/ml)	①耐性		②感性	
RFP	①耐性		②感性	
SM	①耐性		②感性	
EB	①耐性		②感性	

平成18年:検査法(分かれば)→

INH(0.1mcg/mlまたは0.2mcg/ml)	①耐性		②感性	
INH(1.0mcg/ml)	①耐性		②感性	
RFP	①耐性		②感性	
SM	①耐性		②感性	
EB	①耐性		②感性	

絶対濃度法の場合、INH0.1mcg/mlとINH1mcg/ml、FP50mcg/ml、SM20mcg/ml、EB2.5mcg/ml、もしくはこの濃度に近い濃度での結果を記載してください。絶対濃度法で不完全耐性とされている場合は、感性の欄に○をしてください。MGITの場合は、INHは一濃度です。0.1mcg/mlの欄に記載してください。

18-3 過去に使用歴のある薬剤(該当するものに○をつけて下さい。複数回答可。)

①INH		⑩PAS	
②RFP		⑪タリビット	
③SM		⑫クラビット	
④EB		⑬スパラ	
⑤PZA		⑭シプロキササン	
⑥KM		⑮リファブチン	
⑦EVM		⑯カプレオマイシン	
⑧TH		⑰チアセタゾン	
⑨CS		⑱ガチフロ	
⑲その他		薬剤名⇒	
⑳なし			

18-4 現在(平成18年末時)服用中の薬 複数回答可

①INH		⑩PAS	
②RFP		⑪タリビット	
③SM		⑫クラビット	
④EB		⑬スパラ	
⑤PZA		⑭シプロキササン	
⑥KM		⑮リファブチン	
⑦EVM		⑯カプレオマイシン	
⑧TH		⑰チアセタゾン	
⑨CS		⑱ガチフロ	
⑲その他		薬剤名⇒	
⑳なし			

19 過去に結核の外科治療(胸郭成形又は肺切除)受けたことがありますか

①あり	
②なし	
③不明	

20 生活状況

20-1 平成18年末時呼吸機能障害がありますか？(どれか1つに○をつけて下さい。)

①在宅酸素療法(HOT)を受けている。	
②在宅酸素療法(HOT)は受けていないが、軽い労作も制限されている	
③激しい労作は出来ない	
④ほとんど正常生活をしている	

20-2 入院状況(平成18年中について)

①入院していない	
②入院歴1回あり	
③入院歴2回以上	
④入院したきりである	

上記質問で④以外の場合、

20-3 現在の社会的活動について(どれか1つに○をつけて下さい。)

①発病前と同様の仕事、あるいは、社会生活(家庭生活)を送っている	
②仕事はしているが制限され、または社会生活(家庭生活)も制限がある	
③仕事はしていない、または、他人に会わないようにしている	
④家族にもなるべく会わないようにしている。	

20-4 自宅隔離状況(平成18年中について)

①自由に外出している	
②必要な場合のみ外出している	
③通院以外に家から出ることはない	

20-5 感染予防措置(マスク着用、咳の際に口を覆うなど)の実施  
最も当てはまるものに○を付けてください

①(必要であるが)全く予防措置はとっていない	
②他人と会うときなどには、概ね予防措置をとっている	
③厳密に、家庭内でも予防措置をとっている	

20-6 家族/同居人について

人数(ない場合は0を記入)

結核患者数(ない場合は0を記入)

以上の中で、対象患者の感染源と考えられる結核患者

対象患者から感染したと考えられる結核患者

どちらとも判然としない結核患者

結核感染者数(ない場合は0を記入)

	人
	人
	人
	人
	人
	人

20-7 その他の接触者

結核患者数(ない場合は0を記入)

以上の中で、対象患者の感染源と考えられる結核患者

対象患者から感染したと考えられる結核患者

どちらとも判然としない結核患者

結核感染者数(ない場合は0を記入)

	人
	人
	人
	人
	人

21 医療機関までの交通

21-1 移動手段

①公共交通機関	
②タクシー	
③自家用車	
④徒歩	
⑤その他( )	

21-2 所要時間

①30分未満	
②1時間	
③1-2時間	
④2時間以上→時間を記入してください。	

21-3 (入院していない患者について)通院の頻度

①毎週1回以上	
②毎月1回以上	
③1-2か月に1回	
④2か月以上に1回	
⑤この1年間、ほとんど通院していない	

21-4 (入院中の患者について)外出・外泊の頻度

①毎週1回以上	
②毎月1回以上	
③1-2か月に1回	
④2か月以上に1回	
⑤この1年間、ほとんど外出・外泊はしていない	

患者経過一覧表

年月	2004年												2005年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
入院																								
外来																								
中断																								
使用薬剤																								
痰菌所見																								
塗沫培養																								
核酸増幅法																								
同定結果																								
治療結果判定																								
その他																								

治療結果判定 治癒 治療失敗 脱落 転出 転入(前保健所名を記入願います)

治療結果判定



2000年慢性排菌者調査対象者経過調査

1) 発生動向調査対象者リストより転記して下さい。

- 1 自治体コード(区市) (右欄に数字を記入して下さい)
- 2 保健所コード (右欄に数字を記入して下さい)
- 3 整理番号 (右欄に数字を記入して下さい)
- 4 性別 (どちらかに○をつけてください) ①男  ②女
- 5 年齢(平成18年末日: 生存している場合)  歳
- 6 その後の経過(平成18年末日現在までの経過について)

- ①死亡  →6-1へ
- ②生存  →6-2へ
- ③転出  (転出先の保健所に転送願います)
- ④不明

6-1

- ①-2 死亡原因: ①結核
- ②結核外
- ③不明
- 死亡年月日:
- 死亡時年齢:  歳

6-2

- ②-1 排菌状況: ①はい
- ②いいえ
- ③不明
- ②-3 治療状況 ①はい
- ②いいえ
- ③不明
- ②-4 (②-3がはいの場合) 現在治療中の場合、使用している薬剤

- ①塗抹陽性
- ②培養のみ陽性
- ③その他の陽性

①INH	<input type="checkbox"/>	⑩PAS	<input type="checkbox"/>
②RFP	<input type="checkbox"/>	⑪タリビット	<input type="checkbox"/>
③SM	<input type="checkbox"/>	⑫クラビット	<input type="checkbox"/>
④EB	<input type="checkbox"/>	⑬スパラ	<input type="checkbox"/>
⑤PZA	<input type="checkbox"/>	⑭シプロキサ	<input type="checkbox"/>
⑥KM	<input type="checkbox"/>	⑮リファブチン	<input type="checkbox"/>
⑦EVM	<input type="checkbox"/>	⑯カプレオマイシン	<input type="checkbox"/>
⑧TH	<input type="checkbox"/>	⑰チアセタゾン	<input type="checkbox"/>
⑨CS	<input type="checkbox"/>	⑱ガチフロ	<input type="checkbox"/>
⑲その他	<input type="checkbox"/>	薬剤名⇒	<input type="text"/>
⑳なし	<input type="checkbox"/>		

- ②-5 直近の治療結果
- ①治癒  →治療終了年月  年  月
- ②治療完了  →治療終了年月  年  月
- ③脱落  →判明年月  年  月
- ④その他  →判明年月  年  月
- ⑤治療中  →最終確認  年  月

別 紙

○ 「外国政府照会事項」(イギリス・フランス版)

日本国政府においては、多剤耐性の場合を含め、結核に罹患した者について、他者への感染を防止しながら医療を提供する方策について、検討中です。他者への感染性があっても、治療への協力を拒否する者がごく稀にありますが、結核は慢性疾患であり治療に長期間を要することから、拘束下において治療を継続できるための法整備が必要であるとの意見があります。そこで、貴国の制度の現状についてお教え頂きたくよろしくお願いたします。

- (1) 結核患者について、感染防止の観点から、患者の意思に反して入院させる法律上の制度は、法律上存在しているか(結核独自ではなく、他の感染症と併せて当該制度が存在している場合を含む)。

(Yes ・ No)

- ・法制度として存在する場合には、法律の名称と根拠条文、条文の英文をご提供頂きたい。かつ、(2) 以下に進む。法制度がない場合には、それで終了する。

[ ]

(2) 【感染防止の観点】

それぞれについて Yes or No そして、Yes の場合について入院の基準についてお示し頂きたい。

患者の意思に反して入院させることのできる場合とはどのような場合か。

1. 同居家族への感染防止を理由にして入院させることはできる。

(Yes ・ No)

入院の基準

[ ]

2. 公衆への感染防止を理由にして入院させることはできるか。

(Yes ・ No)

入院の基準

[ ]

(3) 【入院命令機関】

- ・入院命令はどの行政機関が発するのか。連邦の機関か、州の機関か、あるいは裁判所か。(条文上の根拠と条文の英文をお示し頂きたい。以下、同じ)

(行政機関 ・ 裁判所)

行政機関の場合には、~~連邦又は州のどの行政機関か。~~

行政機関名 ( )

条文上の根拠・条文

[ ]

- ・裁判所の場合には、どの行政機関が裁判所に命令を発するよう求めるのか。

行政機関名 ( )

条文上の根拠・条文

[ ]

(4) 【入院命令の手続】

- ・(3) の入院命令に権限をもつ機関は命令の際に相手方の意見を聴取するのか、専門的な機関の意見や同意を得てから命令を発するのか。

(相手方の意見 ・ 専門機関の意見、同意)

- ・権限を有する機関が行政機関の場合に、裁判所の令状等は必要とされていないか。

(必要 ・ 不必要)

(5) 【患者の意思に反して確実に入院させる手段】

患者が入院命令に従わない場合に、どのような手段により入院を確保しているか。

具体的には、

- ・入院命令を発する機関以外に、入院について実力を行使する機関は存在しているか。

(Yes ・ No)

- ・警察が、入院を命令する行政機関の職員に協力する場合はあるか。

(Yes ・ No)

【このような制度がない場合には、質問 (8) へ】

(6) 【患者の意思に反して確実に入院させる際の手続】

- ・ 患者の意思に反して患者の身体に実力を行使して入院を確保する制度が存在する場合には、相手方の意見聴取、専門機関の意見聴取又は同意の手続はあるのか。

(Yes ・ No)

- ・ 行政機関が権限を行使する場合に、裁判所の令状を必要としていないか。

(Yes ・ No)

(7) 【入院の継続】

- ・ 慢性感染症である結核の場合には、入院の継続の必要性について、間隔を置いて定期的に審査がされる必要があると思われるが、そのような期間毎の再審査の制度は存在しているか。

(Yes ・ No)

- ・ 入院継続の必要性、退院の必要性の判断については、どの機関がどのような手続で決定するのか。

機関

[ ]

手続

[ ]

- ・ 退院の基準について、

1. 同居家族に感染するおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

2. 公衆に感染させるおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

(8) 【一般患者又は医療従事者からの隔離措置の有無】

(慢性感染症である結核の場合、特に、多剤耐性を有する結核の場合、一般患者又は医療従事者から隔離する必要があるとの指摘がある。)

- ・ 慢性結核患者、特に、多剤耐性を有する結核に感染している慢性結核患者について、一般患者又は医療従事者から隔離した上で治療を実施する措置をとっているか。

(Yes ・ No)

- ・ とっている場合に、どのような手続を経て、当該措置をとっているか。専門家への諮問又は専門家の同意、裁判所の許可等の手続はあるか。

手続

[ ]

専門家への諮問又は同意

(ある ・ ない)

裁判所の許可

(ある ・ ない)

(9) 【拘束的治療の措置の有無】

(同居の家族又は公衆に対して感染されるおそれがある患者であって、入院後に治療を拒否し自己の判断に基づいて退院する患者がいることが問題になっている)

- ・ 入院後に治療を拒否し自己の判断に基づいて退院するおそれがある患者について、他の患者と隔離した上で、鍵のかかる病室に入室させる等、自己の判断のみにより退院できない環境において治療する措置がとれる制度が導入されているか。

(Yes ・ No)

- ・ 導入されている場合には、どのような手続を経て、当該措置をとることになっているか。専門家への諮問又は専門家の同意、裁判所の許可等の手続はあるか。

手続

[ ]

専門家への諮問又は同意  
裁判所の許可

(ある・ない)  
(ある・ない)

以上、ご協力に感謝します。

別 紙

○ 「外国政府照会事項」(ドイツ・アメリカ・オランダ版)

日本国政府においては、多剤耐性の場合を含め、結核に罹患した者について、他者への感染を防止しながら医療を提供する方策について、検討中です。他者への感染性があっても、治療への協力を拒否する者がごく稀にはありますが、結核は慢性疾患であり治療に長期間を要することから、拘束下において治療を継続できるための法整備が必要であるとの意見があります。そこで、貴国の制度の現状についてお教え頂きたくよろしくお願いいたします。

A:連邦政府への質問事項

- (1) 結核患者について、感染防止の観点から、患者の意思に反して入院させる法律上の制度は連邦法上存在しているか(結核独自ではなく、他の感染症と併せて当該制度が存在している場合を含む)。

(ある ・ ない)

- ・ 連邦法に規定がある場合には、法律の名称と根拠条文、条文の英文をご提供頂きたい。以下、(2)に進む。

[ ]

- ・ 連邦法に規定がない場合には、州法においてこのような制度を採用している例があるか、ある場合には、その州の名前を一つ(首都にもっとも近い州が望ましい)御教示頂きたい。この場合、連邦政府への質問は終わり。以下、当該州への質問事項に進む。

制度がある (Yes ・ No)  
州の名前 ( )

- ・ 連邦法にも州法にも当該制度がない場合には、それで質問は終了となる。

(2) 【感染防止の観点】

- ・ それぞれについて Yes or No そして、Yes の場合について入院の基準についてお示し

頂きたい。

患者の意思に反して入院させることのできる場合とはどのような場合か。

1. 同居家族への感染防止を理由にして入院させることはできる。

(Yes ・ No)

入院の基準

[ ]

2. 公衆への感染防止を理由にして入院させることはできるか。

(Yes ・ No)

入院の基準

[ ]

(3) 【入院命令機関】

・入院命令はどの行政機関が発するのか。連邦の機関か、州の機関か、あるいは裁判所か。(条文上の根拠と条文の英文をお示し頂きたい。以下、同じ)

(連邦の機関 ・ 州の機関 ・ 裁判所)

条文上の根拠・条文

[ ]

・行政機関の場合には、連邦又は州のどの行政機関か。

行政機関名 ( )

条文上の根拠・条文

[ ]

・裁判所の場合には、どの行政機関が裁判所に命令を発するよう求めるのか。

行政機関名 ( )

条文上の根拠・条文



(4) 【入院命令の手続】

- ・ (3) の入院命令に権限をもつ機関は、命令を発する際に、相手方の意見を聴取するか、専門的な機関の意見や同意を得てから命令を発するのか。

(相手方の意見 ・ 専門機関の意見、同意)

- ・ 権限を有する機関が行政機関の場合に、裁判所の令状等は必要とされていないか。

(必要 ・ 不必要)

(5) 【患者の意思に反して確実に入院させる手段】

患者が入院命令に従わない場合に、どのような手段により入院を確保しているか。

具体的には、

- ・ 入院命令を発する機関以外に、入院について実力を行使する機関は存在しているか。

(Yes ・ No)

- ・ 警察が、入院を命令する行政機関の職員に協力する場合はあるか。

(Yes ・ No)

【このような制度がない場合には、質問 (8) へ】

(6) 【患者の意思に反して確実に入院させる際の手続】

- ・ 患者の意思に反して患者の身体に実力を行使して入院を確保する制度が存在する場合には、どのような手続がとられるのか。



- ・ 相手方の意見聴取、専門機関の意見聴取又は同意の手続はあるのか。

(Yes ・ No)

- ・ 行政機関が権限を行使する場合に、裁判所の令状を必要としていないか。

(Yes ・ No)

(7) 【入院の継続】

慢性感染症である結核の場合には、入院の継続の必要性について、間隔を置いて定期的に審査がされる必要があると思われるが、そのような期間毎の再審査の制度は存在しているか。

(Yes ・ No)

- ・ 入院継続の必要性、退院の必要性の判断については、どの機関がどのような手続で決定するのか。

機関

[ ]

手続

[ ]

- ・ 退院の基準について、

1. 同居家族に感染するおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

2. 公衆に感染させるおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

(8) 【一般患者又は医療従事者からの隔離措置の有無】

(慢性感染症である結核の場合、特に、多剤耐性を有する結核の場合、一般患者又は医療従事者から隔離する必要があるとの指摘がある。)

- ・ 慢性結核患者、特に、多剤耐性を有する結核に感染している慢性結核患者について、

一般患者又は医療従事者から隔離した上で治療を実施する措置をとっているか。

(Yes・No)

- ・とっている場合に、どのような手続を経て、当該措置をとっているか。専門家への諮問又は専門家の同意、裁判所の許可等の手続はあるか。

手続

[ ]

専門家への諮問又は同意

(ある・ない)

裁判所の許可

(ある・ない)

(9) 【拘束的治療の措置の有無】

(同居の家族又は公衆に対して感染されるおそれがある患者であって、入院後に治療を拒否し自己の判断に基づいて退院する患者がいることが問題になっている)

- ・入院後に治療を拒否し自己の判断に基づいて退院するおそれがある患者について、他の患者と隔離した上で、鍵のかかる病室に入室させる等、自己の判断のみにより退院できない環境において治療する措置がとれる制度が導入されているか。

(Yes・No)

- ・導入されている場合には、どのような手続を経て、当該措置をとることになっているか。専門家への諮問又は専門家の同意、裁判所の許可等の手続はあるか。

手続

[ ]

専門家への諮問又は同意

(ある・ない)

裁判所の許可

(ある・ない)

以上、ご協力に感謝します。

B: 州政府への質問

(連邦政府への質問のなかで、連邦法上に当該制度がある場合には、州政府の質問は不要となる。州法において当該制度がある場合について、質問が行われることになる。)

- (1) 連邦政府より、結核患者について、感染防止の観点から、患者の意思に反して入院させる法律上の制度が貴州の法に規定がある(結核独自ではなく、他の感染症と併せて当該制度が存在している場合を含む)とお聞きしたが、法律の名称と根拠条文、条文の英文をご提供頂きたい。

法律の名称 ( )  
条文  
[ ]

(2) 【感染防止の観点】

それぞれについて Yes or No そして、Yes の場合について入院の基準についてお示し頂きたい。

患者の意思に反して入院させることのできる場合とはどのような場合か。

1. 同居家族への感染防止を理由にして入院させることはできる。

(Yes ・ No) |

入院の基準  
[ ]

2. 公衆への感染防止を理由にして入院させることはできるか。

(Yes ・ No) |

入院の基準  
[ ]

(3) 【入院命令機関】

- ・入院命令はどの行政機関が発するの。連邦の機関か、州の機関か、あるいは裁判所

か。(条文上の根拠と条文の英文をお示し頂きたい。以下、同じ)

(連邦の機関・州の機関・裁判所)

条文上の根拠・条文

[ ]

- ・ 行政機関の場合には、連邦又は州のどの行政機関か。

行政機関名 ( )

条文上の根拠・条文

[ ]

- ・ 裁判所の場合には、どの行政機関が裁判所に命令を発するよう求めるのか。

条文上の根拠・条文

[ ]

#### (4) 【入院命令の手続】

- ・ (3) の入院命令に権限をもつ機関はどのような手続により命令を発するのか。

[ ]

- ・ 相手方の意見を聴取するのか、専門的な機関の意見や同意を得てから命令を発するのか。

(相手方の意見・専門機関の意見、同意)

- ・ 権限を有する機関が行政機関の場合に、裁判所の令状等は必要とされていないか。

(必要・不必要)

#### (5) 【患者の意思に反して確実に入院させる手段】

患者が入院命令に従わない場合に、どのような手段により入院を確保しているか。

具体的には、

- ・ 入院命令を発する機関以外に、入院について実力を行使する機関は存在しているか。  
(Yes ・ No)
- ・ 警察が、入院を命令する行政機関の職員に協力する場合はあるか。  
(Yes ・ No)

【このような制度がない場合には、質問 (8) へ】

(6) 【患者の意思に反して確実に入院させる際の手続】

- ・ 患者の意思に反して患者の身体に実力を行使して入院を確保する制度が存在する場合には、どのような手続がとられるのか。

- ・ 相手方の意見聴取、専門機関の意見聴取又は同意の手続はあるのか。  
(Yes ・ No)
- ・ 行政機関が権限を行使する場合に、裁判所の令状を必要としていないか。  
(必要 ・ 不必要)

(7) 【入院の継続】

- ・ 慢性感染症である結核の場合には、入院の継続の必要性について、間隔を置いて定期的に審査がされる必要があると思われるが、そのような期間毎の再審査の制度は存在しているか。

(Yes ・ No)

- ・ 入院継続の必要性、退院の必要性の判断については、どの機関がどのような手続で決定するのか。

機関

手続

[ ]

・退院の基準について、

1. 同居家族に感染するおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

2. 公衆に感染させるおそれがあるときは、退院できないとされているか。

(Yes ・ No)

Yes の場合、具体的基準をお示し頂きたい。

[ ]

(8) 【一般患者又は医療従事者からの隔離措置の有無】

(慢性感染症である結核の場合、特に、多剤耐性を有する結核の場合、一般患者又は医療従事者から隔離する必要があるとの指摘がある。)

・ 慢性結核患者、特に、多剤耐性を有する結核に感染している慢性結核患者について、一般患者又は医療従事者から隔離した上で治療を実施する措置をとっているか。

(Yes ・ No)

・ とっている場合に、どのような手続を経て、当該措置をとっているか。専門家への諮問又は専門家の同意、裁判所の許可等の手続はあるか。

手続